**決　議　文**

地域開発研究所（略称「ＲＤＣ」）元社長の島崎武雄氏が、請願権に基づき、国に対して国家賠償を求めた訴訟（東京高等地方裁判所平成29年(ﾈ)第4726号損害賠償請求控訴事件、原審・東京地方裁判所平成27年(ﾜ)第2886号）において、東京高裁は、要旨①～③のような判決（平成31年４月10日）を下し、原告が勝訴した。

①**公益法人・随意契約問題**については、国交省職員の行為は**国賠法１条に違反する**。

しかし、それはＲＤＣへの介入であり、「**ＲＤＣに対する賠償責任が認められる可能性はあるが**、**島崎氏個人に対する賠償責任を肯定するには無理がある」。**

　②**第二海堡問題**については、**関東地整港湾空港部長及びその部下の行為は**、ＲＤＣへの介入にとどまらず島崎氏個人に対する制裁でもあり、**憲法16条を無視したもの**で、**国賠法１条に違反する**。

　③**消滅時効**は、原告が**加害者を知った時期から始まる**が、島崎氏が加害者及び加害行為を特定できたのは、平成27年のインタビュー終了時であり、本件訴訟は同年10月15日に提起されたから、**消滅時効は成立していない。**

**上掲東京高裁判決に鑑み、私たちは、国に対し次のことを要求する。**

１　国及び加害公務員は、「請願権の侵害」という違憲行為を犯したことについて、島崎武雄氏に謝罪すること。

２　本件において国交省職員に違憲行為があったことが判決で認められたのであるから、国は、国賠法１条２項に基づき当該職員に対して求償権を行使するとともに、懲罰を科すこと。

３　国は、今後、「請願権の侵害」という違憲行為を犯すことのないよう、早

急に内部規律を整えること。

**以上、決議する。**

2019年６月18日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島崎武雄

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島崎さんを支える会

**公開質問状**

Q1高裁判決に鑑み、国及び加害公務員は島崎氏に謝罪すべきと考えるが、如何か。謝罪の必要がないと判断するならば、その根拠を明らかにされたい。

Q2.憲法違反の行為は国賠法1条にいう「重大な過失」にあたるのではないか。あたらないとすれば、その根拠を明らかにされたい。

Q3.高裁判決で関東地整港湾空港部長らの行為が違憲行為と認められたのだから、国は国賠法1条2項の求償権を行使すべきであり、また懲罰を科すべきと考えるが、如何か。

求償権を行使しないなら、また懲罰を科さないなら、その根拠を明らかにされたい。